



神祇志料

栗田寛著述

四

特別
イ 4
3163
178(4)



貴
14
3163
178(4)

神祇志料第四卷

目錄大意

門人 板垣信正謹記

此卷には、二條天皇の朝熊野日吉社を東山に遷し奉り給ひ、賀茂石清水に幸用途不足の事、武士神郡に押入を濫行せし事、六條天皇の朝齋王群行に諸事不法の事、高倉天皇の朝齋官寮の役工を充ふ事、國司進濟を致さざらんれども平清盛嚴島祭まゝ中宮の爲に諸社に祭を行ふ時は甚盛なりし事、天皇清盛が横暴を憂ひ、石灰壇の御拜を行ひ、又其意に従ふ嚴島に行幸ありきに、強て起請文を書せ奉り、剩へ神郡に兵糧を課せし事、安徳天皇朝亂離甚しく、神祇の祭典悉く廢れ、伊勢大御神天宮に向ひ給ふ由神教ありしが、程なく神器を擁て、西海に赴き給ふの變ありし事、後鳥羽天皇神璽なくして、御位に即給ひし事、武士神宮の御厨を押領し、又は神寶を盗みなど、甚じきさまなりしを、源賴朝諸國地頭に下知し、神宮役夫工米を對捍す。



る事を戒め、又書を常陸國府に下して、六十餘州は立針の地と雖も、唯大神宮に御領ならぬはなと云ふ事、諸國武士神祇を敬ふ事を知らせ、庄園日増る年中臨時の祭衰へ、日吉僧徒神輿を昇る、佐々木定綱を流罪とせむ事を訴ふるに、賴朝に威力も之を制しかたうりし事、賀茂祭使錦繡を飾り、又諸國宰吏頻に末社別宮を設け、國領公田を寄附せし事、順德天皇神祇崇敬の詔を下し、又鳥羽城南寺の祭に託て、關東を伐の兵を召し給ふも、武士等畏くも京師に逼奉りて、官軍を破り、諸社の神物を掠奪せし事、四條天皇の朝、道路塞ふを以て、宇佐使空しく歸りし事、石清水の民と春日神民に争て依り、興福寺の僧徒、朝命を奉せし、神輿を昇出さし事、後嵯峨天皇の朝、平經高神事再興を建議し、後深草天皇の朝、大嘗會用途と省減せらしし事、當時朝廷専ら佛事を修むるを事とし、諸國司神社の修造を怠り、天下神社痛く衰へし事、龜山天皇再興に志まるとし、事蒙古に使來りし時、宸筆宣命を伊勢と

奉り、天下諸社に御祈あり、且諸國武士力を盡し、戦ひしかば、天神地祇も靈威を顯はし、烈風大に興り、賊船吹覆されし事、後醍醐天皇神事の興行を議せしめ、諸公卿をして年中諸祭を分掌らしめし事、神々の保佑はば、ありしうと、天皇既と政事に怠り、神意も承遵ひ給はざり、威令天下に行はれざりし事、後小松天皇の朝、粗祭祀の禮を興されしを、恆例神事とへ猶古式の如くならざりし事共を、もらさざ考へ記せたり。



神祇志料卷之四

常陸 栗田寛 編輯

神祇四

二條天皇

二條院天皇永曆元年春後白河上皇平治_レ亂御祈の報賽に依_レ日吉社に幸
 ち冬又熊野社に幸し給ひ終_レ熊野日吉社と東山と遷祭りき百鍊是歲賀茂
 石清水行幸の用途諸國濟_ニ難きを以_テ秋に至_ル之を行ふ大神寶の役夫百
 人を畿内_ニ徴_シ唯三十人を奉り備前諸莊園又宇佐使の供給を致さざる
 者あり山槐長寛元年豐受大神宮彌宜等武士の輩田畠の相論と號し或ハ鬱
 憤の怨敵と稱_シ神郡に押入動_カれば神人を殺し恣_ニ神供を妨げ合戰鬪諍
 を致_ス事を訴ふ神宮雜六條天皇仁安元年休子内親王を伊勢齋宮と_シ一代
 其群行に當_リ伊賀伊勢在廳官其供給を設げ_テ或は破輿を以て齋王を迎奉
 り或は寮の士武士に傷けらる_ル如き不法甚多し一志驛に及て宮司ハ一事

高倉天皇

と勤る事なく、寮頭ハ御膳を供奉らば、山路又峻急、御輿行なやむを以て、齋玉泣悲み給ふに至りき、二年朝廷幣物に乏きを以て、五社奉幣使を發遣し、事あたはば、顯廣王記高倉院天皇承安二年齋宮寮役工を太宰府に充て、玉諸國大名ハ國役に應勢家新立地多ク、國司進濟ニ泥て、其用ニ供奉らば、顯廣王記然れども平清盛其崇る所の安藝嚴島神を祭り、又中宮の爲に諸神を祈る時は、祭式幣帛又甚盛也、參取玉海山槐記、源平盛衰記承二年、中宮御産の故を以て、使を嚴島に遣し、清盛又嚴島別宮に御神樂を行ひ、新日吉に里神樂を奉り、松尾平野住吉北野貴布禰にハ、成功を慕て祈禱に用途を出さしめ、伊勢石清水賀茂松尾稻荷春日日吉十禪師祇園今熊野嚴島社にハ、毎月三千度幣を奉らむ事を誓ひ、常行院總社に宮侍及有官輩をして、八女田樂を行はしめ、又幣を石清水賀茂等、賀茂上下松尾平野稻荷三所、田中、春日、大原野、大神、大和、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、貴布禰、冷泉院、内石上、崇神院、宗形、大將軍堂、京極寺、今熊野、白川、熊野、今日吉、法興院、總社、法成寺、總社、宇治、雖宮、北野、今宮、橘、逸

勢、穀倉院内八幡、朱雀院石上、法輪一居士木島、今西宮、東光寺、四十一社に奉り、又太神宮石清水賀茂松尾平

野稻荷春日日吉嚴島に各神馬を捧る之を祈らしむ、中宮は清盛が女なるを

以て也、山槐記、源平盛衰記皇子既に生れ給ふ及て、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉奉り

しりば、天皇深く之を憂ひ、大神宮を石灰壇に拜奉り、四年春、位を安徳天皇に

讓給ひ、猶清盛が意を和けて、法皇が爲難を紓へ奉らむと思して、嚴島社に

幸し、百鍊鈔、源平盛衰記、平家物語秋又嚴島に幸し、給ふに清盛宗盛等御供仕奉りけり、是

よりさき源賴朝兵を伊豆より起したるを以て、強て源氏に一つ御心ならざる

由の起請文を書せ奉らしめ、東鑑、源平盛衰記、長門本平家物語其横暴此の如きのみならざ

使を伊勢神三郡に入れて、兵糧米を充課し、神戸民を追捕ふる事などあり

し、人々怨み憤りつゝに合せて、諸國源氏起りしかば、天下遂に大亂れ、

御酌、東鑑、源平盛衰記、大意十一月其亂を鎮ふ御祈り爲し、承和康和の例に依り、一郡の地

を大神宮に寄奉り、尋て幣を伊勢以下十七社に奉り、山槐記十二月、天下諸國の

神に位各一階を増奉らしむ源平盛衰記、此後文治建治の如きは皆兵亂の祈

に依り天下諸神に一階を増奉りき源平盛衰記、諸神記、養和元年熊野惡徒

等伊勢伊雜宮神殿を破り神寶を犯用し火を放て既神宮に及ばむとす和

泉守信兼姓擊て之を退く玉海秋、法皇左大臣藤原經宗右大臣藤原兼實に宣曰

く、禱に亂逆の事を諸社に祈らしむるに社司敢て懇祈を致さず者なし故に今

保元の時没官莊園を伊勢兩宮石清水賀茂上下日吉社に寄奉りし例に依て

之を行はむとて春日松尾平野稻荷等の神を加ふべきや否を議せしむ時に

經宗松尾三社を除て東國に神を加へ専ら大神宮八幡及宇佐を祈り給へど

奏吉記、藤原兼實名據玉海兼實曰保元四社の外春日を加ふる事尤宜きと似たり若之

を加ふる時ハ三社の中一社を畧難し、其它住吉社ハ、殊に國家を鎮護給ふ神

明にして其名異域に聞え靈驗我朝に顯れ賜へり、且關東の諸社當時沙汰に

及れど雖も鹿島香取を加奉らるべし抑件の宗廟靈社各封戸神領既多

し今狹少の公田を割て新立の莊園を寄る事恐らくハ神慮に叶ふべくもあ

らざれハ唯永代を限り然るべき神事を定め給ひ宅社に官幣を預ふ神とし

て神稅封戸なく殆ど社壇を失ふれ類皆修造を加へて社領を置給ハ、自ら

神慮に叶はむと奏し給ハ、即保元四社外に宇佐春日住吉等を加へて田

園を寄奉り玉海又神祇官諸社の官司を召し本宮末社共源氏追討を祈らし

め源平盛衰記尋て幣を二十二社に奉り吉記、源平盛衰記又金鎧を伊勢大神宮に奉らし

む玉海、吉記、百鍊抄、源平盛衰記冬、法皇大神宮に幸し神樂を行ふの議あり兼實奏しけらく

勅慮に臨幸を決せらるれば議定に及ぶへらるる昔後朱雀院の時此議ありし

に例なきを以て遂行ハれど又中原師尙姓據中、原系圖が勘奏せり聖武天皇行幸の

例もどより因准は足らざ御神樂の事ハ宜しく本宮に問て後行ハるべし抑

天下の勢已に尋常にあらざれば百千の事を全く叶ふべららざ凡國の盛衰

ハ政の理亂に在なれば上天も神明を何てり君を棄奉らん今天下大平を致

その後政と淳素に復すべき御心より御願を立給はば、其它の事ハ臣が言べき所とあらざと申せざるを以て、事終る止き、王壽永元年冬初天皇即位の歲、清盛都を攝津福原と遷し、宮殿未と成らざ、時に大嘗會を行はんとして、之を議せしむ。玉海山槐記、平家物語、左大臣藤原經宗權中納言藤原忠親忠親官據公卿補任等奏して云、太政入道土木の功を終て、皇居を新にせしむ、今遠く内裏遷幸の儀を行ふべからざ、且大嘗の禮九月必を齋場を設く、而るに猶皇宮と定めざして先齋場と定る事理に背けり、故弘仁遷都の時、大嘗延引の例に因て、明年之を行ふべし。山槐記左中辨藤原經房官性據公卿補任曰、今年大禮を行ふハ、正式と雖も、先日既に延引の令あり、期日に追々、今其儀を行はば、恐くハ神事懈怠の患あらんと申し、玉海其它公卿みな大嘗にハ十月東河を幸し、御禊を行ひ、北野齋場を造て、神服神供を調へ、龍尾壇と廻立殿を立、大嘗宮を造、神膳を供へ、神宴あり、御遊あり、清暑堂の御神樂、大極殿の大禮豐樂院の宴會あり、而るに今宮殿未

た成らざれば、大禮行ふべからざと奏しければ、舊都神祇官にして、僅く新嘗祭を行はれしが、明年高倉上皇の喪を以て、又其禮を果せ、事あらざ、源平盛衰記、平家物語、此に至て、始々之を行ふ、世人以て不祥とす、源平盛衰記、平家物語、二年夏、伊勢以下十社奉幣使を遣し、官兵の利ある事を祈り、吉記又祭主をして、亂を靖むる事を大神宮に禱らしむ、百鍊鈔、源平盛衰記、保曆間記、時に北陸に兵大に破るゝを以て、公卿議しけらく、伊勢以下の社に、法皇に御願書と奉り、又幣を二十二社と捧げ、石清水以下の社に、甲冑を奉り、諸神の階を増し、極位の神は、社司に一階を加へ、廿二社の外、諸國名神に、式文の如く幣物を捧げ、諸社神領の妨を止め、て舊に復し、追討を祈り給へと奏しき、吉記尋て法皇祭主親俊を召て、神宮行幸の事を祈らしめ、又官寮を仰せて、其吉凶を卜ふ、百鍊鈔、此後親俊神宮銀劔を法皇に獻て、神教を我は、天宮に向ひ給畢ぬ、法皇に事は荒祭宮を申し附給へり、早く御劔を院に進むべし、神宮をハ泰經之を行へ、と詔ふ由と奏を、其事甚神

異也吉記、百鍊鈔平宗盛等一族天皇及神鏡劔璽を擁て西海に赴及て法皇深

く神器の都を出させ給ふ事を憂坐て之を公卿に議せしむ參取玉海、百鍊鈔、源平盛衰記、藤

原經宗等以爲神鏡は濱床を立て御座を設け、恆例臨時の神事を儼にし、如在

れ禮を致し、劔璽ハ踐祚後還御を諸社に祈り、其踐祚行幸の夜は、累代に御

劔を禮儀と備らるべしと申す玉海、源平盛衰記八月、法皇に皇孫尊成尊成として、踐祚の

後鳥羽天皇

禮を行はしむ、是を後鳥羽院天皇とす玉海、百鍊鈔九月、參議藤原脩範を伊勢大神

宮に遣して、平氏を滅ぼす事を祈ふ源平盛衰記此後藤原兼實即位の事を議して曰、

劔璽を受せして、位に即の例神武以來、更に蹤跡なし、一日を位を曠るべきに

あらねば、踐祚あるべしと雖も、即位の時、劔璽の沙汰なくば、皆無例の恨を

遺すのみよ、あらざれば、殆亂を招くの源たらむ歟、因て姑く此大禮を延て、三神の

歸御を待れば、神明宗廟の靈意に適す、自ら鏡劔璽符も還り給はむ、凡朝廷に

大事、劔璽の紛失に過る者なしと雖も、君臣共に此事を歎く者なく、七月以後、

天下に務多なきとも、更に此沙汰なきが如し、今又籌策を廻らさざれば、早く即位

の期を定む事、冥鑒の恐なきよ、あらざれば、即位以前、宜しく歸座の御祈あるべ

しと奏さき玉海、明年に至て幣を二十二社に奉て、神器京師に歸ふ事を祈り、七

月即位の禮を行ふ百鍊鈔、文治元年春、幣を伊勢石清水賀茂に捧けて、平氏を滅

し、神器を還し奉る事を祈らむ、住吉社司等、正月十六日夜、流鏑第三神殿よ

り出て、西方に向へ、由を申せり、仍て御劔寶器を住吉及諸社に奉り、又神樂

を内侍所に奏しき百鍊鈔、既して平氏西海に殲され、神鏡神璽恙なく、都に還

り給ひき東鑑、百鍊鈔、爰に權中納言藤原經房參議藤原泰通を遣して、鏡璽を鳥羽

に迎へ、太政官朝所に移奉る玉海、百鍊鈔、源平盛衰記、天皇即大内に御して、鏡璽を温明殿

に坐せ奉り、神樂を奏し玉海、百鍊鈔、夏、幣を二十二社に奉り、鏡劔京に入ふ事を報

賽し、殊に神劔を得む事を祈らしむ玉海、東鑑、吉記、六月、筑前香椎宮前大宮司公友領

家、命に背き、遷宮を妨ぐるの罪を責て、公友を追ひ、遷宮を行はしめ、冬、關東

神祇志 卷之四 五

よ勅きて所在武士伊勢神領伊雜神戸鈴母御厨沼田御牧員部神戸及相摸小
 杉御厨を押領する事を留め又齋官用途を奉らむ東鑑初豊後住人白杵維隆
 緒方維榮等宇佐神殿を破り神寶を盗む此に至り社司之を訴ふ東鑑字佐朝
 廷公卿と下と之を議せむ右大臣兼實奏きて曰宇佐宮黄金ハ寛治嘉保
 の間仗議數度ありと雖も御神寶の分を決する事なしとれど師尙問注記
 に放生會の儀薦御枕を神輿に載奉り黄金を入る香爐管を神寶に列せめ脩
 正の時は唯其管を彌勒寺に移奉ると云り之を以て思ふ神寶たる事疑な
 しと雖も崇重の趣殆御體と懸り情案に宗廟の靈寶ハ猶公家の劍璽の如し
 とさき神寶紛失殘る者なきと云ふ今黄金出來る事は實に崇ふべし賴業
 勘申ぞが如きは件靈寶久く他所に安置奉る事其恐なきにあらざ宜しく
 新造の器を設け初度和氣使に附て送り奉るべし之を石清水宮に納るハ由
 緒あるに似たりと雖も假に安置せらるゝ事還て便宜なきが如し今度の狼

籍往代の迹なし誠是朝廷無雙の濫行朝家第一に重事也尤公卿勅使を差て
 告謝と云へき歟抑我朝亂を鎮むるの根原多く彼宮の神徳に在り近年海陸
 路塞り祈請屢怠ると雖も逆賊に誅伐と遂に事は即靈廟の立應なれば今よ
 り後彌冥徳を仰ぐ靜謐を祈申し濫行張本に輩は其身を召て罪名を考へ法
 に任せて糾斷とべし國家に大事宗廟に過るものなき時は斷罪に法寛宥す
 べからば神官奏狀薦御枕を正體とすと云に就く之を案ふるに諸社の火災
 猶廢朝あり況や宗廟御體に紛失は神殿の回祿に超たり濫行の事去年に在
 れども沙汰已に近日に在る時は何てり朝廷廢朝の禮を闕べげむ又曰外記
 勘ふる所先規詳ならざれとも石清水八幡璽箱の事尤准據と云ふと足れり
 彼は新造の器也黄金は御體と擬ふる神寶也其神寶と石清水に納るに因て
 ハ賴業師尙等勘奏の如く神祇官供奉並に大祓を行ひ新に箱及辛櫃を造る
 べし唯其香爐箱の形狀知り難ければ黄金の寸法に依り先新器を造り辛櫃

納めらるべき也抑八幡壘箱破損の時度奉幣あり今度は新儀なれば奉幣以前之先其由を告申す殊に宮寺之仰せ祈請を致さしめ一日も早く石清水外寶殿之納めらるべきは自ら神慮之叶はむと奏す玉海明年春幣を石清水奉る假し宇佐神寶を藏め後愚味記又使を宇佐に遣して其神寶を送奉らしむ玉海百鍊朝廷議を費す事此の如しと雖も維隆維榮等赦に逢る配流之罪を免る時ハ大社を毀ち神物を盗むの大不敬を正す事ありハ東鑑大社以下賊盜律此時世の中甚く亂れ道路塞りて朝祭料を備ふる者なく山槐記諸國に神領武士に爲ふ妨げられて神社修造之功を致さ玉海其甚きに至ては大原野神殿之亂入る御體及神寶を盗み稻荷の神體を取て途に投ち梅宮神殿を開き百鍊宇佐勅使を逐が如きの弊學て數ふべから參取玉海於是神祭の禮典天下を行はれ平氏曰く滅ぶの後源賴朝に大政を任せられしは神祇政事みな關東より出る朝廷行ふ所祭事纔に恆例行事に過ぎるのみ東鑑百鍊鈔神皇正統紀大意

初賴朝奏さく我朝ハ神國也往古の神領は舊に隨て之を奉り又新に諸社に所領を増し中よ就て鹿島大明神上洛の由風聞ありしが果して賊徒を追却とぬる事神代冥祐と謂べと又諸社破壊ハ從て受領の功を召付けて修營せとめ恆例神事式條の如くならとめん事を請申しかど當時朝廷之を施さ行ふ事あたは比後賴朝府を鎌倉よ開くに及る神社を修め神領を奉るもの又多と東鑑源平盛衰記二年夏關東奏て曰前對馬守親光姓曾て神事成功の宣旨を蒙り八幡宮以下鎮守諸大明神六十餘社の寶殿を修造し或ハ放生會御輿及神殿御戸帳舞裝束等を飾り奉る事准類三萬餘匹よ及べり凡任國の時神殿修造の功ある者其賞を以て重任遷任を仰する例也且賀茂齋院の成功よ依て既も重遷任の宣旨を蒙る時ハ早く勅裁を賜へと奏す即勅して親光を還任せられき又東海道諸國守護人と仰せて總社に破損を修造せとめむ事を請奏し秋院宣に依て賀茂社領備後有福莊近江安曇河御厨を妨ぐる武士の狼籍を停

の輩か背奉らむ、而も東國神領に居住の家人事を頼朝に寄て納法に論を致し、或は先例不辨の由を申て、對捍を致すと云り、是甚神慮の恐あり、早に宣下に任せて、神戸御厨御園に勤不勤の論を申さば、知行八國內の家人等給田堀内と雖も、神領内と云に於ては、一圓に充催し、猶子細を申者は、交名を注して、罪科に行ふべし、納法に論事不當、役夫工米の濟例に准て、慥に沙汰すべき也、凡吾朝六十餘州に、立針の地たりと雖も、太神宮の御領ならぬ所あるべからば、就中平相國世を亂り、殊に當宮に祈念仕ふ事ありと、精誠感應して、忽に彼逆臣を亡し、天下今も無爲なる事を得たり、太神の冥助に非ざらば、何う如此の朝敵を亡し、事を得む、是を以て當宮役夫工、並神稅以下訴訟をば、急速度々裁定了ぬ、返るく神宮禰宜の催しあらば、敢て背くべからば、若限外に非分の妨を成す時は、之を正すべき由を誠しむ、稅所 文書二年石清水社司等關東家人内藤盛家、本社別宮領周防遠石莊に亂入て、神人を傷け、神稅を抑留する

事を訴ふ、依て關東に勅して、之を禁めしむ、東鑑當時諸國武士、神祇を敬ふ事を知らざし、恣に振舞ふ事、大抵かくの如し、關白兼實が所謂頼朝天下に亂を鎮めてより、太平となりぬれども、莊園日増て、七道大に苦み、公事既も廢る年中、臨時の祭又衰ふ、大廟の神靈いかに鑒臨し給ふらむ、淳樸の風慕ふと雖も、及ふべからざといへば、蓋又此故也、主初近江佐々木定重が父定綱、延曆寺千僧供領の關乏あるを以て、日吉社官等神鏡を捧げ、定綱が門戶城壁を破り、家人を責恥しむ、郎從之を防ぎつるに、社官を傷き、誤て神鏡を打破り、故其僧徒八王子客人十禪師祇園北野等の神輿を昇來て、定綱を罪せむ事を訴ふ、東鑑、天台座主記、百鍊鈔法皇武士を遣て、之を止めしむれども、聞て、各神輿を陣頭に棄去る、百鍊鈔朝廷已む事を得ば、遂に定綱と遠流と處せしむ、頼朝の威力を以て、頗る之を憤りしかど、又如何とせざる事あたばざりき、參取東鑑、百鍊鈔四年伊勢石清水等十二社に使を遣し、幣を奉て、疱瘡天變を祈らしむ、大内記宗業、姓伊勢

宣命草を奉ふと神道佛界に祈るの語あるを以て藤原兼實三寶の字あるべ
ららざる由を難ふに他社の例憚なると奏上卿大納言藤原實宗實宗官姓
據公卿補

任等謂らく我朝の習伊勢を以て本とせざる時ハ他社の例に因べらざと申

とらんと終に之を改む事なし其古典に暗く佛法に溺ふ事此如き者あ

り玉東鑑明月記
天台座主記是以僧徒神威を假し朝廷を劫し奉りき此後元久承元の間賀

茂祭近衛使の車銀を以て種々の物色を飾り籠馬副童春宮中宮使の儀衛皆

錦繡を装ひ甚く天下に財を費しき明月記
資王記朝廷唯綾羅錦繡を飾り奢侈を

事とせざるのみにあらざ専ら舞樂競馬を玩ふ事を知て神を敬ふの實を知ら

ざ諸國宰吏類も末社別宮を設け國領公田を寄奉るが如き其弊甚多し參酌
明月

記百鍊抄順徳院天皇位も即給ふに及ぶ之を革むるに意あり建曆二年詔し

玉葉大意曰吾朝彝範神を敬ふ事を先とし萬機に政も祭を慎むを以て先とせ是以て

邦を治め民を安くせらるハ皆幽冥に依り故恆例臨時の祭は禮儀を儼にす

順徳天皇

べきを有司事を怠り諸國對捍を致し唯條令に背くのみならず却て神禁

を黷す者あり早く祭式を守り催を行はざばあるべからざ中と就て祈年祭

已下四度幣物業上案下の備あれども諸國諸社に奉送の禮なきが如し宜く

建久二年宣旨の隨に之を行ふべし且祈年穀以下伊勢幣率分れ所納物或は

年季に充て或は當日刻限も進濟するを以て儀式空しく夜景に入り發遣殆

曉更に及ぶ事あり今より以後慎て怠らざ凡有封社司神社を修造する

の勤格條に炳焉なると社司徒も社領利潤を貪て其破壊を顧みざる故に叢

祠に離荒て秋露空しく滴り且小破れ修理を加へざ大損に及て奏聞も類に

別功を申請し剩へ已が忠を稱し造畢る由を偽るは之を政途に論せざるに甚

科條も背けり故社司符旨に違ひ修造を怠る者ハ見任を解き人を撰て改補

し殊功ある者ハ褒賞を加へむ唯社領少き者は損色を注し言上を経るに従

て別功に課せ造營せしめを近頃京畿諸國悉く末社を神領の地に齋ふハ敬

神に餘あるに似て、還て奠祭に不信に涉り、加之別宮末社の加増に就て都鄙田地に掠領を致し、法紀を亂事、是より甚しきはなし、今より後、嚴制を畏れ、是し奉鎮を企る者ありとも、永く禁遏せむ、諸國の吏或は身の祈と稱し、或は人語を得て恣に國領公田を神社に寄進し、永代免許の字を載るを以て、新司之を停むれば、本所頻に愁を結び、當任之を充むとすれば、後代定めて立錐の地を殘さざる歟、今より勅免地を除くの外、永く然らしむ事なれば、伊勢太神宮以下諸社司訴ある時は、狀を勅して官に付く、官頭職人を以て奏聞し、理非を尋ねて裁判する者、則聖代の軌範也、而も近年外は例の隨に上達せられども、内ハ縁に依て濫奏を企て、奥に媚る事を求めて、裁定の理を仰ぐ、神ハ非禮を受され、定て眞慮に乖かむ、今より法の如くならざる者ハ、重科に處せむ、神人は齋敬を以て本とすべきに、頃年濫惡、民神人と云ふ者、城に盈て、偏に神眷を畏れ、如此者、今より後宜しく法に従て、糾斷せよ、賀茂祭使

齋王禊供奉人の笠車、金銀珠鏡錦繡を用ひ、從類僮僕の裝束、綾羅織物銅薄の衣を用ふる事を禁め、京畿諸社祭の供奉人裝束、或ハ綾羅錦繡を裁し、金銀珠玉を飾るハ、神事に嚴重に似たりと雖も、偏に國家に費なれば、永く禁制し、違ふべからざると制給ひ、玉葉載建曆二年宣旨、尋て賀茂祭使風流の裝束を止む、業資王記、建保元年、清水寺僧延曆寺僧と地を争ひ、城を築て戦むと、時、使を遣して兵を罷むるに、延曆寺僧命を拒き、使者を罵る、使者還て狀を奏す、即勅して兵を遣ふ、之を捕へしむ、近江守源賴茂山後より襲て、僧十餘人を斬り、二十人を擒よしければ、僧徒大に怒て、日吉七社以下御簾神鏡を截落と、諸門を鎖と、祠官官巫を追ふ、參取明月記、東鑑、百鍊鈔、朝廷患て西面を罪すれども、僧徒聽ざるを以て、日吉祭を賀茂祭に準へ、近衛使を遣ふ、六月會用途を給ひ、辨官行事をべき事を約し、宥めよ、かば、僧徒皆鎮りき、明月記、一、代要記、六年秋、是よりさき箱崎官留守等、大山寺神人を殺すと、以て、留守を獄に繋ぐ、延曆寺僧猶快しとせ、日吉

の十禪師八王子客人祇園に大政所波梨女少將并京極寺等神輿各一基北野
 二基天神三所を振り京師に入り箱崎宮を以て本寺領とし管主石清水別當
 僧宋清を流さむ事を請ふ北面に勅して防さむるに兵衛尉加藤光資八王子
 駕輿丁の腕を撃斬り汚血神輿に濺ぎ僧徒矢に中ふ者あるを以て神輿を陣
 頭に棄去き參取東鑑明月記 百鍊鈔業資王記初僧徒本地垂迹の説を唱ひ神祇を以て寺家の
 有とせしより以來事少しも意の如くならざる時は神木を昇き神輿を振る
 朝廷を劫ふ濫訴横暴至らざる所なく天子の貴きも猶殿を下て神輿を避給
 ひ諸衛を去て宮門を閉衛らざる事皇居災に罹る例の如し掛酌類聚國史 扶桑畧記百鍊
鈔明月記東鑑禁秘 鈔元亨釋書大要是歲本院三度日吉社に幸ふ承久元年又日吉社に幸ふ給
 ふ蓋關東を滅さむ爲の御祈也百鍊鈔帝王編年記一代要記東鑑皇帝紀鈔本院嘗て關東の權を專
 らにせむ事を惡み給ひて賴朝兵權を執しより力及ばざりし止にたれど今
 幸ふ其嗣亡ぬ然るに北條義時其家人と云ふ仰せに之に従はざるを徒らと捨

後堀河天皇

置なば王威斯に盡なむと思し即日吉社に忍び詣て終夜大宮の御前より
 いらめと云き御祈たてさせ給ひけしが三年夏鳥羽城南寺流鏑馬に託て兵士
 を召て義時を討しめ給ふに義時叛奉り京師を犯さる官軍頻に敗られし承久
記保曆間記參 取増鏡東鏡故朝廷幣を十一社に奉る戦勝を祈りさるども武士直に京中
 に入て諸社の神物を掠奪ふ事又甚しく遂に本院を隱岐に遷し新院を佐渡
 に遷すの禱あり參取百鍊鈔東鑑六代勝事記後堀河院天皇安貞元年將軍藤原賴經造伊勢
 太神宮役夫公米諸國飢疲ふを以て辨備がたき由を奏したかど御柚用途
 關くと云ふ依て駿河伊豆と仰せ之を役せとむ東鑑 脫漏寛喜元年四月去年松
 尾神輿迎例に従て桂供御人船八艘を儲り神輿を渡さ奉る時西七條住人等
 神船に入て制止を加へ遂に鬭諍あり供御人神輿を河岸に遷すと以て社
 司之を送奉るに七條住人更に神輿を昇送て河邊に棄奉りき爰に七條神人
 等供御人を訴ふ朝廷之を決むる事あはば此に至て祠官巫女祭所に參會

四條天皇

つれど、神人神輿を送奉らざるを以て、祭を行はざりし。十三日、僅神輿を出して、其事に仕奉りき。六月、祇園祭に朝廷甚く財力を盡して、殊に美しく祭を營み、秋、河崎總社祭に庶民其神異を稱えて、歌舞風流極めて盛なりき。明月記三年、六波羅に勅さる、洛中諸社の祭、非職武勇の輩之に預る事なからしむ。東鑑四條院天皇、天福元年、宇佐使豊島驛より歸來る、雜事整はざり、道路塞るを以て也。百鍊鈔嘉禎元年、石清水神領薪莊民春日神領大住莊民、互に水と争て之を殺す、既にして興福寺僧徒薪莊家六十餘宇を焼き、神人を殺すと以て、勅して兵を遣て之を拒しめ、又使を石清水に遣て、鬭争の事を問ふ、神人等官使を追還さ、神輿と宿院を移さ、京に入て事を訴へむと依て、左少辨藤原兼高とて之を諭さ、尋て伊賀大内莊と石清水宮と寄と、大納言源定通と遣て神人の意を慰る、神人等命に従はざり。百鍊鈔參取明月記、改て因幡を寄して神輿の入京を留めむるに、神輿即歸座あり。東鑑神輿以下、百鍊鈔、冬、興福寺僧春日神人、神木を捧げ京

に入て、薪莊を賜ひ、石清水別當宗清を流し、神人交野宗成を誅せむ事を請むとぞ、朝廷兵を遣して之を拒らしめ。百鍊鈔、勅使を春日に遣して僧徒を諭し、宗清を獄に下さる、石清水神人獄を破り、宗清を奪ふ重て使を遣して、春日臨時祭を賀茂八幡に准へ、公卿使を立ちさるべと論給ふに、僧徒雲の如く集る、命は從はざり、明年正月、神木神寶を棄去る。百鍊鈔、北條泰時使を遣して、嚴に之を諭し、さるば、僧徒畏して、神木歸座ありき。東鑑百鍊鈔、秋、僧徒意の如くならざるを以て、又神木を捧て朝廷を切し奉らむと計りしとぞ、泰時權大和守護人を置き、寺家莊園を収め、莊園に地頭を補し、京畿諸國武士、南都の路を塞しめ、其出入を止さるば、僧徒又大に畏る、神木を本社に還さ奉りき。東鑑安貞より以來、朝廷唯僧徒に横暴を苦しめ、神地を増え、祭使を下し、其意を慰らざるのみ旨とし、大に皇威を耀し、泰時に爲所となして、彼が勢を折き給ふ事あたはざり惜哉。御酌東鑑、百鍊鈔、平戸記大要、然れど興福寺僧珍喜、伊勢太神宮役夫工米に催使を

使す時は忽に其僧位を解き祇園の僧勝圓外宮役夫工の催使神部を傷くる時は神部等其神寶を斫損へとも又咎め給ふ事なし其神祇を敬ふの義未だ全く亡と云ふ者見ふべき也百鍊仁治二年勅して御禊大嘗會用途田地一段毎に錢二百文を進進ふべく制給ひ後嵯峨院天皇寛元元年關東令を諸國に下して大嘗會用途の未濟を徴しめ三年又令を西國に下して平氏及甲乙人の所從を神人の補と諸社神職等事を神威に寄て領家地頭の地を管領と民の煩をなと訴を致す事を停めとも東鑑二月神事與行け議あり平經高奏とも云祈年穀月次祭諸社祭禮幣物庭積等みな其實なし今沙汰なくば後恐らくば治め難し徒に式數に從ふ時は其物多く無實也仍て文治中光長卿無實物は代物を定められ殊に新式を立べしと定め申と記録所に於て沙汰ありとかども其事終に行はれど建曆建保に聞又此議ありて其奉行人數等を定められとも又施行なく近者仁治に至る其法を定られき近來季充幣なほ違亂あり

後嵯峨天皇

總て對捍國分を以て兩三年分召越ふ故に諸國譴責に堪ざる事を愁ひ或は前日當日に至て織備くる事ああたはだ切續を以て之を奉る○按神宮御幣の功績さる例抑季充は建久中年分勾當辨棟範朝臣定められてより之に違はざりともが年と經ふに從て違ふ國あり故度其國を切替とも頃者又此の如き諸國對捍に所納物其由を尋て申て處理あらば切替とも理なき者ハ之を責給はだハ神事與行の義あらずと申とも平戸記然れども此後又祭祀用途の足らざる事を思ふ後深草院天皇即位の歲大嘗會を行ふ朝廷議ありて大なる費用を畧られとかど猶其闕乏ある事を致せり公卿議奏とて曰是よりとも大嘗祭料諸國各二十餘萬匹を奉りとも是歲甚く威儀を減減ぎ調度を畧さると仁治中の物を通用カキモトヒらるゝを以て各五萬匹を獻らしむ唯諸國少く不濟に故に行事官節會樂人裝束等關する事を訴ふ仍て尾張伯耆下野播磨大隅等及關東不進の諸國に充謂とも皆御禊用途を充らしより後末に幾時を經だ役夫工

計會の間、民愁止難と云を以て諸莊園の役を停め、太政大臣藤原實氏姓名據公卿補

任四萬匹を進めて、其闕乏を補ふ由と奏す、爾勅して曰、諸莊園段別と支配る

者ハ建曆中ハ制に基て舊例とあらざ、大祀用途ハ必しも臨時徵下の事にあら

ざ、關東諸國、公田を除くの外、他例を引て役夫工を勤めざ、故宜とく諸國正税

を募て、彼用度の闕乏と充べしと詔ひき葉黃記、然れども朝廷専ら佛寺を修むる

事を事として諸國司神社の修造を怠り、之を正と給はざるを以て、別當

神主等々、神物神領を貧て、與隆の志なく、遂に天下神社大と衰ふる事を致さ

き參取岡屋關白、龜山院天皇弘長元年是よりよき、關東頗る神事を興との志

あり、此に至て令を下して曰、祭は豐年と奢らざ、凶年と儉せとる者、禮典の定る

所也、然るに近年神事衰ふるに從て、或ハ古儀に背き、或ハ侈を事として、世費

を思ふ神慮測り難きが上に、人事益なと、今より以後、恆例祭祀、陵夷を致さ

ざ、臨時禮奠、過差ある事なり、又有封社ハ、代之の符に任せて、少破の時修理

龜山天皇

を加へ、若大破に及ばば其由を言上て沙汰すべき制なる、近年社司恣に

神領の利潤を貪り、社壇の破損を顧る事なし、唯神慮を畏れざるのみであら

ざ、公平を忘ると謂へと、今より後、法制に違ふ者は、其職を改補せしめむ東文鑑

永元年十一月、日吉小五月會を行ふ、此日前右馬頭平敦朝參河國を賜り、三千

六百貫用途を進納し、造る所ハ七社神輿を、本社に送奉る、武士各甲冑を装ふ

て之に從ひ、唐崎の南より下馬して、大鳥居に至る時、僧徒又甲冑を被り、社

司御子等を伴ひ來り、大宮樓門の前に昇居奉り、祝言申じて、各本社に納奉り

き天台座主記、初寛元中、神事興行ありじより、此に至て新年祭幣物猶式の如くな

らざ、所在を知らざらざる神社の幣徒に神祇伯家と置る、明年其斑たさる

幣物ハ、神祇官人二分與ふべきか、燒棄べきや否を議せしむ深心院關白記、五

年蒙古高麗と因て、好を求む、其書辭無禮なりしかば、北條時宗直に其使を却

け五代帝王物語、神馬及劔を賀茂社に奉て、之を祈る、朝廷又臨時二十二社奉幣使を

立て、帝王編 權大納言藤原通雅を以て宸筆宣命を伊勢太神宮に奉り、五代帝王物語

伊勢公卿 秋、天下諸社に大神寶使を發遣す、吉續一院賀茂及石清水宮に幸じ

勅使例 御祈し給ひ、帝王編八年蒙古使來るに及て、天皇石清水宮に幸じたまひ、

吉續 又權中納言藤原公守を太神宮に遣して、蒙古の難を告じむ、伊勢公卿勅使例、吉續

後宇多院天皇即位の歲、蒙古西海に寇せしを聞えしかば、石清水宮に幸じ、又

種々の御祈を始め給ひ、八幡愚童訓、一代要記幣を十六社及三社に奉らるるに、對馬國

府八幡假殿より、火燄燃出、管崎宮より神軍出で、敵を射るが如きの神怪大に顯れ、

帝王編年記、八幡愚童訓、賊船二百餘艘みな浮漂して、終に海に沈没たりき、參取歷代皇紀、一代

要記、帝王編年記、建治元年、關東蒙古の使を斬り、帝王編年記、關東評定傳三年、其寇を弭る事を十

二社に祈る、興福寺畧弘安四年、蒙古の兵船數千艘筑紫に來寇す、歷代皇紀、帝王編年記、關

東評定傳、八幡愚童訓、新院石清水に詣り、一夜御祈を給ひ、公卿諸臣をして、神樂を行は

しめ、又七社の御祈を始め、八幡愚童訓、參取增鏡七月、新院日吉春日に幸じ、閏月朔、天皇

太政官に幸し、官廳より神祇官に幸し給ひ、大納言藤原經任を勅使とし、

幣を伊勢太神宮に奉り、賊難を祈らしむ、伊勢公卿勅使例、一代要記、帝王編年記、此日晴た、空忽

に暗く、黒雲一簇、石清水宮殿を覆ひ、白羽の鎗矢、神殿より西を指し、鳴音夥

かりき、增鏡新院も又我世にしむ如斯事出來、誠に此國の傷はるべく、御命

をめぐべき由御手づら書給ひて、伊勢太神宮に奉り、增鏡其他大小神祇に勅

使を下し、奉幣を捧げせよ云所なく、誠心を盡きて神祇を敬ひ給ひ、關東諸國

に武士も、又神威を戴き奉り、皇威を振ひ、天神地祇みな靈威を示し給

ひ、參取神皇正統記、大平記、八幡愚童訓、關東評定傳、河野家譜、豫章記、蒙古襲來書詞、諏訪、八幡、日吉、住吉、小守、勝手、二十

二社、伊勢神宮に末社風社、神名帳に載る所の三千七百五十餘社、○按神社の數、神名帳と

異也、然れども姑舊文、及山家村里の小社、標社道祖の小神までも震動して、御戸

の開かぬは無ししが、夥しき大風吹起りて、賊船みな吹破られ、十萬の兵、海に沈

みげせば、生殘る彼國に還る者僅に三人のみなりき、參取太平記、增鏡、一代要記、八幡愚童訓、神明鏡、十

萬已下元、明神の英威靈德、大概此の如くなる者、實に人力のよく及ぶ所よあら
史、五雜粗、參取一代
志、又庸智れ測度識るべき所にあらざ、畏みて敬奉らざるべけむや、要記、神皇

正統記 此後新院賀茂兩社に臨幸し給ふ事、前後凡三百度、其他八幡、日吉、春日
大意

住吉と詣給ふ事又屢なりき、蓋伏見院皇位に即給ふ事、新院の御意と稱はざ
るを以て也、一代要記、蓋字以伏見院天皇正應二年、氣比社神官等、神輿を昇奉
下樹酌増鏡大意

り、國司神社に造營を怠り、且神人を傷くると以て、國司を改め、目代を流罪に
處せむ事を請ふ、古續永仁元年、伊勢風社の號を改めて、宮號を奉り官幣に預
記

らとむ、神祇蓋弘安の御祈に報賽也、後二條院天皇正安三年、大和の民亂を起し、
本源

春日四社神鏡八面若宮神鏡十面を盗み、二上山に據りてを伐滅す、興福寺
年代畧

記、冬神鏡を竊む者を索め、幣を春日社に奉て之を祈らしめ、十二月に至て、悉
く神鏡を獲て本社に藏奉りき、吉續記、興福嘉元元年春日社神厨災あり、第四
寺年代畧記

殿の神鏡を失ふ、即其由を占ひ、使を遣して、神庫の鏡を代置しむ、興福寺畧
年代記 德

後二條天皇

治二年興福寺僧、春日神木を捧て事を訴ふ、神木法成寺に入に及て、公卿相率
て之を迎へ、明年正月、神木猶京に在を以て、朝廷叙位を止め、宸筆宣命を下し

て、僧徒を諭し、其請を聽と給ふを以て、神木歸座ありき、歷代皇記、興福寺畧年
代紀、皇年代畧記、公卿

補、降々南北の際に至り、僧徒横暴益甚と、神輿神木の入浴、終と止事なし、圖
大

曆、歷代皇紀、大平、初後嵯峨院位を後深草龜山に傳へ、神皇正特と龜山院の後よ
記、花營三代記 統記

繼しめ奉らむとし、後宇多院を東宮とせらる、神皇正統記、増鏡、吉續記、時に
正安三年、參取梅松論

後深草院此事をあらざ思と、内侍所より祈り、御拜の數を副給ふ事、凡五千七
十四日に至りき、増此後北條時宗の議に依り、伏見院を後宇多の太子とせし

より、後深草龜山の後、互と皇統を承給ふべく定め申と、又時宗の子貞時謀ら
ひ申と、後伏見院を伏見の嗣と、參取増鏡、神皇之を後二條花園に傳ふ、神
正統記、梅松論

正統記、皇、龜山上皇嘗て後醍醐院をす、奉らむと思して、告文も、八幡神よ
胤紹運錄 祈給ひしかと、終り後二條に踰る事あたはざ、神皇正文保二年に至て、始て位に
統記

後醍醐天皇

即給ひき、歷代皇紀、元應元年、諸公卿に勅して、神事の興行を議せしむ、藤原宣房奏さく、祈年、月次、諸祭、近年所司具はらば、一人數事を兼ね、官人上卿内侍參

押を待たせり、之を行ひ、大中小祀幣物、名ありて實なき者、宜しく建長寶治文承の例に因て、興さるべき由を奏す、或は又内外宮諸社朽損て、御體雨露に侵

ると、盜神殿を推昇て、神寶を竊去る者あり、宜しく假殿遷宮を行て、神寶を獻り、神宮領天慶天祿より後、或は宸筆宣命を載て、不易宣旨を下さるゝの地、先

帝の時關所と稱し、朝恩と云々、他人に賜りしを以て、或は寺領となる者あり、宜しく改めて神宮に返さ、附け、臨時祭を再興し、又ハ神殿を修め、松尾、梅宮、大原野

吉田、園、韓神社を料國を附け、或て用途を關東に充べしと奏さき、萬一元享元年夏、辨官藤原資房、藤原經躬、藤原資明、平成輔、平行高として、各春日、大原野、平

野、梅宮、松尾、園、韓神、祈年、鎮魂、東宮鎮魂、大祓等、年中諸祭を分掌らしむ、元享元年冬、本院書と石清水を奉て、皇子量仁親王立坊は事を祈る、後伏見院嘉曆三年

御願書

に至り、皇太子を立給ひき、歷代皇紀、皇胤紹運錄、皇代畧記、島津家本太平記、尋て本院又願文を賀茂社

と奉て、皇太子と皇位を繼む事を祈申さき、後伏見院此後北條高時已が威

を恣にち、皇統の事を議申しげきば、天皇深く憤り坐て、其族を滅し給へむ

とせよより、遂に元弘建武の亂あり、參取神皇正統記、太平記、元弘元年秋、天皇高時が廢立

を謀る事を知食て、三種神器を御車に載奉り、潛り笠置山に幸ち給ふ、増鏡、大平記、

時に高時皇太子を以て帝位に即まらせ、昆沙門堂所藏記、皇胤紹運錄、皇年代畧記、歷代皇紀、大佛貞

直として神器を新帝に傳奉らむ事を請ふ、天皇中納言藤原藤房を以て勅旨

を傳へり曰く、神器は古より繼體の君位を受させ給ふ時、之を授奉る者也、四

海の威を振ふ逆臣、天下を掌に握る事ありとせ、未だ此重器を擅らば、新帝

に渡奉る例なし、且内侍所をば、笠置に捨置奉しかば、戰場の灰塵にこそ墮と

せ給ひつらめ、神璽ハ山中に迷ひし時、木枝を懸置たりと、遂にはよを吾國に鎮

護せならせ給はぬ事あらじ、寶劔は武臣神罰を顧みざらば、玉體に近き奉る

事あらば、其刃を伏させ給ふを爲に、暫く御身を放たざるまじと仰せければ、貞直等詞なくして退きしが、六波羅に幸し給ふ時、重て請申すを以て、即新器を授給ひき、太平記、參取皇年代畧記、增鏡、○按諸書新器の事を言はず、其說本紀の詳也、又按皇年代畧記、神璽聊子細ありと云ひ、增鏡は隱岐より還幸の時、璽の箱を御身よりよるとあるに據時は、鏡剣をば舊物を渡し給ひければ、神璽は神世の物なる故に、新器を造て授給へるに似たり、姑附て後考ふ備ふ、年、隱岐に遷り給ふに及、高時薙髮を勸め奉る、衣籠の御衣を脱せ給て、假て皇居を淨め、石灰壇に准へ、日毎に沐浴して、太神宮を拜奉りき、蓋神璽を保たせ給ふを以て也。太平記、三年出雲杵築社に勅して、逆賊を亡し、王室を興復せしむ、○按本書實劍の事、出雲日御崎社文書、事を祈り、又寶劍に代用ふる爲に、神庫の御劍を獻らしむ、○按本書實劍の事、年號を記さざれとも、當時寶劍を北主に渡されし故に、此勅あり去事著し、故今姑く此に附く、夏、東軍悉く敗れ、北條仲時時益等又誅せらる、官軍やがて京師を復し、本院新院新主を取參らせ、參取神皇正統記、太平記、梅松源忠顯に神鏡を權大納言藤原公宗が第に得て、之を禁中に安奉り、皇年代畧、守良親王に兵士の前に授けし劍璽を近江番馬に得て、朝廷に奉る、太平記、

時新田義貞兵を關東に起し、神祇の佑を得て、直に鎌倉に入て高時を誅し、天下悉平にければ、天皇神璽を聖體に副て、都に還らせ給ひき、太平記、神皇正統記、皇胤紹運錄、公卿補任、保曆間記、世人みな之を歡びて、源賴朝權を専らにしてより、朝廷政柄を失ひし事、既に久しかりき、此に至て、輒く治めらるは、實に天神地祇の力也、神皇正統記、仰き奉りき、然れども天下の道路壅塞て、諸國に召物を催せ事あるに、國大、賀茂御阿禮、日吉祭の如きを皆絶て、祈年祭案上案下官幣に神社を、其所在を辨ふべからざるに至れり、太平記、建武年中行事、建武元年、天皇石清水社に幸給ふ、是よりとき天皇稍政事に怠り、奢侈を事とせらる、故是に至て、佐々木高貞に橋渡の使よて、装を麗美くと、高師泰は侍所にて、毛汰の馬冑を番ばせ、隨兵百餘騎を従ふ、權中納言藤原藤房に檢非違使の別當なりければ、人皆目を驚とばうりに装て、御供仕奉りき、太平記、天正本、太平記、東寺長者補任、既にして藤房官を棄て去り、公卿補任、護良親王鎌倉に流され、元弘日記裏書、梅松論、尋て足利尊氏、叛き奉り、延元元

年、京師を犯せよ及て、天皇日吉大宮に幸ふ給ふに、僧徒參ふ者なかりしかば、
 寂念を惱み、宸筆御願書と神殿に納奉るゝ、感應響の如く、三千僧徒悉く集來
 りて、官軍力を得たりき、太平記當時新田義貞楠正成等謀畧を盡して、尊氏を敗
 り、京師を收復せしかど、藤房既去しより、朝廷人なく、大に人心を失ひ、正成死
 して後、官軍頻に利あらざ、太平記尊氏間に乗て、光明院を帝と奉り、歴代皇
梅松論補偽る車駕と京師に迎へむ事を請申しかば、密に之を聴き給ひ、又義貞の勅
 任、皇太子を輔奉り、北國を經畧せしむ、此時事機既去て、又爲るべからざ、
 義貞即夜日吉大宮社に詣り、祈りけらく、某神明の威に頼る年を送る事久し、
 願はくは保護を垂て、再び大軍を興し、朝敵を滅ぶの力を得よめ給へ、不幸とし
 て此望を遂げ、子孫に必だ身を國家に致して、父祖の恥を雪むる者あらむ、
 と申しき、其忠義の心撓まざる事、かゝりしごと、遂に身を越前へ失ひ、志を遂
 る事あつて、天皇己の尊氏が欺を信ず、華山院に還幸なりし時、直義又追奉

る神器を傳へむ事を請申さる、即兼て造り置をし、偽器を新帝に送り給ひ、太平記
記神器をば刑部大輔大江景繁に負せめ、芳野に幸ひき、太平記時、夜甚
 暗かりけし、稻荷神を拜み給ひ、赤雲道路を照し奉り、太平記皇太子
 義良親王伊勢より陸奥に赴き給ふに、兵船悉く吹漂せられ、御船危かり、
 大陽の如き光り船頭を赫奕て、事故なく伊勢に吹還し奉るを以て、人みな其
 神明の陰佑ある事を畏み奉りき、神皇正統記新葉集、太平記嗚呼天祖天神に
元弘日記朝廷を左右保護給ふ事の深切に、且著明なる事、此の如し、唯天皇既已政
 事に怠り、神意を承遵ひ給はざ、處置みな其當を失ふ時、蓋明靈威徳の神も
 又如何にも、事なきのみ、既にして朝廷大に衰へ、威令天下に行はれ、武
 士諸社の神殿に打入て、尸帳を下し、神寶を奪ひ、獅子狛犬を破て薪とせ、
 甚多く、神祇の祭奠又記せざる者なし、獨神器吉野に在ると以て、賊臣尊氏
 が如きを、終に其志を逞ふ事あつて、攝前園大曆大平記、後小松院天皇

後小松天皇

此時より及て粗祭祀の禮を興せしむと猶未だ古に如くならざれば、此後騷亂相繼ぎ、恆例の祭をら行ふに違あらざれば、神祇の禮典衰ふる者又此に極ふ、續神皇正統記

歷代皇紀、思儘日記、花營三代記、然とあれど天津日の御光古より異なる事なく、天日嗣ハ即神

勅のまゝに、天璽を受給ひぬれば、誰り又之を侮り汚し奉る事を得む、天德壽

永の變ありと雖も、上世の鏡劔神璽一つも關失給ふ事なき、然れみならざれば數

千年の間、上となく下となく、天下の人みな天神地祇を齋肅に志し、各よく其

心を竭き、力を致して、天祖の皇胤に仕奉らざる者なし、嗚呼又盛なりと謂ざ

るべしや、神皇正統記、續談治要大意、然らば神道衰へしりと云ふとを、邪説盛なりと云

ども、遠天皇の典則に依て、天神地祇を敬奉り、氏人を志して、氏神を祭らざれば、天

祖天神の保佑を被り、威徳を振興し坐して、青雲を翳く限り、舟楫の至り留る極

み狭國ハ廣く、峻國を平けく、遠國ハ八十綱懸て引寄る事の如く、まつりこち

給へば、神道の興る事、足を擧て俟べき也。

○四之卷正誤

- 一張左 玉當作王 ○七張右 比當作此 ○同張左 呂當作召 ○十三張右 論當作
- 二行 論 ○同張左 與當作興 ○十四張右 功當作切 ○同六行 與當作興 ○同十行 國字例
- 同十行 謂當作課 ○同張左 雞當作難 ○同七行 貧當作貧 ○同與當作興 ○同十行
- 忌當作忘 ○十七張左 九行 享當作亨 ○廿張右 八行 矢當作失



